



Title	オットー・マイヤーの『法律の支配』論についての研究 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	内藤, 陽
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第14287号
Issue Date	2020-12-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/80203
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Naito_Akira_abstract.pdf (論文内容の要旨)



[Instructions for use](#)

学 位 論 文 題 名

「オットー・マイヤーの『法律の支配』論についての研究」

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、行政法学者オットー・マイヤーが唱え、そして我が国の行政法学においても法律による行政の原理と同視され重要な役割を示しているところの「法律の支配」についての解釈論である。この法律の支配論の研究をする意義が論じられたのちに、まず第1章で日本の「法律の支配」論についての先行研究が、そしてドイツにおけるオットー・マイヤー研究についての先行研究が確認される。第3章からマイヤーの行政法学理論の具体的な分析作業に進む。まず分析されるのは彼の国家論である。これは従来の日本の研究ではあまり行われてこなかった国法学的視点からそれが行われるとまた、国家の主要な構成要素である国家権力概念の分析において、国家権力の実在性につきマイヤーがどのように根拠づけたのか、ということについての検討作業も行われることになる。第3章では彼の方法論の分析が行われる。あくまでも内在的に彼の方法論を分析し、それを明らかにしたあとで、他の方法論との関係性について判定が試みられる。ここで分析の鍵概念となるのが「観念 (Idee)」である。この章を通じて、この概念がマイヤーの方法論において決定的な意義を持っていることが論証される。第4章では、行政法秩序の議論に進む。ここで注目されるのは客観法としての法命題である。この決して主観化されない法命題こそが、彼の行政法秩序を体系的に構成する素材としての法概念である。この法命題を検討の鍵概念として、マイヤーの行政法秩序がどのようにして発展し完成したのかという学説史的作業を通じて、その具体的内容や仕組みを明らかにする。そこで最終的に提示されるのは、「法律の支配」はかような行政法秩序を成立させるための権力分立論の具体的内容であった、ということである。要するに「法律の支配」論はマイヤーが求める行政法秩序が成立するための前提的議論なのである。最後に、このような作業を経て明らかにされたマイヤーの法律の支配論を踏まえたときに、従来のような「法律の支配」論についての説明を、今後もなお維持していくことには意義があるのかが検討され、少なくともマイヤーに依拠した説明を行う理由は見当たらないことが主張される。なお、ここまでの検討で取り扱うことができなかった行政行為論が論文全体の補論として添付される。